

大洗に住もう！！

大洗町に定住される子育て世帯を応援します♪

大洗町定住促進奨励金制度

大洗町では子育て世帯の定住人口の増加を図るとともに、活力に満ちた元気なまちづくりを進めるために、町内に新たに住宅を取得し、定住した子育て世帯に奨励金を交付します。

★対象住宅

- (1) 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅
- (2) 住宅取得費が500万円以上の住宅
- (3) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、建物の所有権の保存又は移転の登記が完了した新築住宅、建売住宅又は中古住宅
※別荘、賃貸住宅、増築、贈与又は相続により取得した住宅は除きます。

★交付対象者

- (1) 取得した住宅の所有者であること
- (2) 義務教育終了前の子がいる子育て世帯
- (3) 対象住宅への居住者においては、当該住宅に住民登録をしていること
- (4) 対象住宅への居住者においては、町税等に滞納がないこと

★奨励金額

◇ 子育て世帯（義務教育終了前の子がいる世帯） 25万円

※ この大洗町定住促進奨励金の一般世帯（45歳未満）への交付については、令和5年3月31日をもって廃止となります。詳しくは、まちづくり推進課までお問合せ下さい。

※ 詳細については、町ホームページをご確認ください。



大洗町 まちづくり推進課 地域振興係

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

電話: 029-267-5109（直通）

Eメール: machidukuri2@town.oarai.lg.jp

